

国立産業財産機関 (ポルトガル) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 P T. I
委 任 状	附属書 P T. II
譲渡証書	附属書 P T. III

略語のリスト

国内官庁：	国立産業財産機関（ポルトガル）
P T L：	産業財産法（ポルトガル）
A P L：	施行手続法

指定（又は選択）官庁 PCT	国立産業財産機関 (ポルトガル) 国内段階に入るための要件の概要	概要 PCT
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
要求される国際出願の翻訳文の言語	ポルトガル語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない	
国内手数料 ¹	通貨：ユーロ（EUR） オンライン 紙形式 特許： 出願手数料 ² …………… EUR 123.00 EUR 246.00 実用新案： 出願手数料 ² …………… EUR 215.24 EUR 430.48	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	なし	
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ³	国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名 ^{4,5} 出願人が発明者でない場合には、譲渡又は移転証書 ⁴ 出願人がポルトガルに居住していない場合には、代理人の選任 ⁵	
誰が代理人として行為できるか？	公認の産業財産代理人、選任された弁護士又は登録された代表者	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	

1 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合であっても、出願人は出願手数料の50%の割増料を支払うことを条件に、適用期間の満了から1か月以内に翻訳文を提出し、手数料を支払うことができる。

2 公開及び審査手数料を含む。

3 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

4 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

5 電子メールアドレス又はファックス番号が提出されていない場合。

手 数 料

(通貨：ユーロ)

特 許	オンライン	紙形式
出願手数料（公開及び審査手数料を含む）	123.93	246.00
補正手数料：		
－出願人又は特許権者の詳細事項の補充	—	—
－請求の範囲，明細書，図面，要約，発明の名称又はその他の要素	30.75	61.50
特許から実用新案への変更手数料	215.24	430.48
年 金：		
－第1年度から第4年度	—	—
－第5年度	60.66	60.66
－第6年度	90.96	90.96
－第7年度	121.29	121.29
－第8年度	181.95	181.95
－第9年度	363.87	363.87
－第10年度から第11年度，各年	424.53	424.53
－第12年度	485.16	485.16
－第13年度	545.81	545.81
－第14年度	606.47	606.47
－第15年度から第16年度，各年	667.09	667.09
－第17年度から第18年度，各年	788.39	788.39
－第19年度から第20年度，各年	849.04	849.04
年金の遅延支払手数料	オンライン 手数料の50%	紙形式 手数料の50%
異議申立手数料	61.51	123.00
審判手数料（各段階）	184.49	368.98
権利回復手数料	184.49	368.98
優先権回復手数料	184.49	368.98
実用新案		
出願手数料（公開及び審査手数料を含む）	215.24	430.48
審査手数料 ¹	92.25	184.50
補正手数料：		
－出願人又は特許権者の詳細事項の補充	—	—
－請求の範囲，明細書，図面，要約，考案の名称又はその他の要素	30.75	61.50
実用新案から特許への変更手数料	123.00	246.00

1 非審査の実用新案について審査請求する場合には必ず支払う（2019年7月1日以降，国内官庁は非審査の実用新案を認めていない）。

	オンライン	紙形式
年金：		
－第1年度から第4年度 ……………	—	—
－第5年度から第7年度, 各年 ……………	36.90	55.35
－第8年度から第10年度, 各年 ……………	43.02	61.61
年金の遅延支払手数料 ……………	オンライン 手数料の50%	紙形式 手数料の50%
異議申立手数料 ……………	61.51	123.00
審判手数料 (各段階) ……………	184.49	368.98
権利回復手数料 ……………	184.49	368.98
優先権回復手数料 ……………	184.49	368.98

手数料の支払方法

ポルトガル国民は、紙形式については現金、小切手、ATM又は郵便為替によって手数料を支払うことができる。オンライン形式についてはATMによって手数料を支払うべきである。

ポルトガル国民でない場合には、クレジットカードによるオンライン支払を行うべきである (Visa 又は Master Card)。

銀行振替による手数料支払は例外的な状況に限り認められる。詳細については国内官庁の次のメールアドレスまで確認されたい。servico.publico@inpi.pt

すべての支払には、出願番号 (判明していれば国内出願番号。国内出願番号が不明であれば国際出願番号)、出願人の氏名若しくは名称及び支払う手数料の種類を表示しなければならない。